

2025年度入学者における「学部の卒業要件」（東京理科大学学則抜粋）

（修業年限等）

第3条 本学の学部の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することができない。
- 3 転学部、転学科又は編入学をした学生は、当該学生の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 4 再入学した学生は、再入学前の在学年数を加えて、通算で8年を超えて在学することができない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、薬学部薬学科については、修業年限は6年とし、当該学生は12年を超えて在学することができない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、薬学部薬学科に再入学した学生は、再入学前の在学年数を加えて、通算で12年を超えて在学することができない。

（教育課程）

第9条 本学の教育課程は、授業科目を体系的に編成し、4年間(薬学部薬学科においては6年間)を一体とした教育を行う。

- 2 教育課程は、専門科目、基礎科目、一般教養科目及び自由科目を置く。
- 3 専門科目は、各専門分野における専門知識及び能力を養うための科目をいう。
- 4 基礎科目は、各専門分野の基盤をなす科目をいい、専門基礎、基幹基礎及び関連専門基礎からなる。
- 5 一般教養科目は、幅広い教養に関する科目をいい、自然を学ぶ科目群、人間と社会を学ぶ科目群、キャリア形成を学ぶ科目群、外国語を学ぶ科目群及び領域を超えて学ぶ科目群からなる。
- 6 自由科目は、他学部他学科を含む専門科目、基礎科目及び一般教養科目のうちから各学部で定める科目をいう。
- 7 卒業所要単位は次の表によることのほか、その細目は、各学部の定めるところによる。

学部	学科	専門科目	基礎科目			一般教養科目					自由科目	合計
			専門基礎	基幹基礎	関連専門基礎	自然を学ぶ科目群	人間と社会を学ぶ科目群	キャリア形成を学ぶ科目群	外国語を学ぶ科目群	領域を超えて学ぶ科目群		
理学部第一部	数学科	62単位	32単位			30単位					＼	124単位
	物理学科	72単位	26単位									128単位
	化学科	62単位	34単位									126単位
	応用数学科	68単位	28単位									
	応用化学科	56単位	38単位									124単位
理学部第二部	数学科	72単位	26単位			26単位					＼	124単位
	物理学科	64単位	34単位									
	化学科	70単位	28単位									
薬学部	薬学科	143単位	32単位			24単位					＼	199単位
	生命創薬科学科	82単位	29単位			30単位					＼	141単位
工学部	建築学科	73単位	30単位			30単位					＼	133単位
	夜間主社会人コース	71単位	25単位			28単位						124単位

	工業化学科	65単位	31単位	30単位		126単位
	電気工学科	68単位	32単位			130単位
	情報工学科	67単位	31単位			128単位
	機械工学科	70単位	34単位			134単位
創域理工学部	数理学科	58単位	32単位	30単位	4単位	124単位
	先端物理学科		34単位			126単位
	情報計算科学科	63単位	25単位		8単位	
	生命生物科学科	65単位	27単位	32単位	4単位	128単位
	建築学科	70単位	28単位	30単位	\	
	先端化学科		30単位			130単位
	電気電子情報工学科	71単位	29単位			
	経営システム工学科	62単位	32単位	32単位		126単位
	機械航空宇宙工学科	74単位	26単位	30単位		130単位
	社会基盤工学科	66単位	28単位			124単位
先進工学部	電子システム工学科	69単位	25単位	30単位	2単位	126単位
	マテリアル創成工学科	60単位	31単位		8単位	129単位
	生命システム工学科	75単位	16単位		7単位	128単位
	物理工学科	67単位	29単位		2単位	
	機能デザイン工学科	60単位	30単位		6単位	126単位
経営学部	経営学科	60単位	34単位	30単位	4単位	128単位
	ビジネスエコノミクス学科	34単位	52単位		12単位	
	国際デザイン経営学科	57単位	33単位		8単位	
備考	一般教養科目 外国語を学ぶ科目群のうち英語に関する科目は、8単位以上12単位以下を必修とし、各学部で定める。					

(卒業の要件)

第16条 本学の学部を卒業するには、第3条第1項に規定する期間在学し、第9条に規定する単位を修得しなければならない。

2 前項の単位の修得方法の細目は、各学部の定めるところによる。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第10条の3第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は60単位を超えないものとする。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日以前の入学者については、第9条及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<以下略>